#### (1) 強度行動障害の支援等に関する提言

## 1. 人材養成について

2012年の厚生労働省における「都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)では、行動障害がある被虐待事例は、養護者虐待で26.9%、福祉施設従事者等で22.7%であった。このデータは行動障害と養護者虐待の因果関係を示しているわけではないが、行動障害のある児・者について養護者に対する早期からの支援(ペアレント・トレーニングや個別的な支援)、及び支援者のためのスタッフトレーニングが必要であることは明らかである。

強度行動障害の実態として「衝動性と常同性(こだわり)の強さ」(井上ら,2011)と「知的障害と自閉症の重 篤さ」(井上ら,2012)に強い関連があることが明らかにされている。つまり強度行動障害の支援については、 「衝動性とこだわりの強さに配慮した自閉症スペクトラムに対するより細やかな支援」といえる。今年度事業で作成・実施された強度行動障害支援者養成研修(基礎研究)は、自閉症の基本的支援を学ぶ研修となっており、 内容としては適切である。今後は特性となる「衝動性とこだわり」の部分に対して、より具体的対応を取り入れた研修要素の検討が課題となる。

一方、強度行動障害はその概念や支援制度自体、制度の変更にともなって変遷を遂げ、施設入所者だけでなく在宅者にも支援制度が適用されるとともに、一方では行動障害の程度においても個々の事例で大きな幅が生じてきている。知的障害を伴わない発達障害も支援対象となってきており、発達障害タイプの行動障害に対する支援者養成についても今後の課題となる。強度行動障害の支援者養成については、今回の基礎研修に加えてスーパーバイザーとなるべき人材育成が重要となる。人材養成のためにはその業務を具体化し、タスクリスト化し、研修での到達目標を明確に示すことが必要となる。

例えば一例として以下のような専門性が考えられる。①行動障害に対する評価ができる、②行動障害に対する機能分析ができる、③行動障害に対する支援計画が作成できる、④職場内でのチームミーティングを企画マネジメントできる、⑤チームで支援を実行できる、⑥行動の記録がとれる、⑦記録を基にプログラムを修正できる、⑧他のチームへのコンサルテーションができる。このようなタスクリストをもとに、基礎講座では①~③、応用講座では④~⑦、指導者講座では⑧と①~⑦の指導ができることを目標とすることも考えられる。

特に、長い年月にわたって継続している行動障害の場合は、「機能分析」によるアプローチと薬物療法を併用することが必要であると考えられる。機能分析の手法をスタッフにトレーニングする研究は今までにいくつか行われている。Idaら(2013)は強度行動障害に対する機能分析を用いたPlan-Do-Seeによる支援者養成連続研修の効果を検討し、旧法評価尺度およびABC-Jに有意な改善を示したことを報告している。このようなスタッフ養成研修に関する研究のエビデンスは少なく、研究データの蓄積も重要である。

#### 2. 今後の研究について

行動障害に対する支援手法として、米国国立保健機構は1989年に「重篤な破壊・自傷・攻撃行動に対して

は行動的介入、薬物療法、環境の改善、教育などを複合させることが重要」とし、「望ましい行動を促進し、行動問題を低減するための機能分析が重要なステップである」と提言している。また、Williams(2010)は、1999年から2009年までのレヴュー研究において拘束的なアプローチは、スタッフトレーニングや機能分析によるアプローチの有効性を指摘している。

強度行動障害は生まれながらに有しているのではなく、障害特性と環境との相互交渉から二次的に生じるものである。井上ら(2011)や日本手をつなぐ育成会において2012年度に実施された「強度行動障害の評価基準等に対する報告書」においても、強度行動障害の重篤化機序が指摘されており、その予兆は早期から生じ10歳前後から重篤化することが明らかになっている。強度行動障害の支援は、その治療だけでなく予防という観点が必要であり、検診やその後のフォローなどでの児の症状や養護者や家庭状況から、行動障害に対するハイリスク・スクリーニングと早期支援を行っていく必要がある。特に予防と早期介入に関する研究はまだ未着手であり、虐待予防と関連して今後の必要性は高いと考えられる。

また、学校教育でのアプローチや医療との連携などの実践的研究、発達障害や精神障害をベースに持つ 行動障害に対するアプローチなども今後の課題となる。

#### 3. 「強度行動障害」という用語について

強度行動障害という概念は我が国独自の概念であり、その評価を考える上でも国際基準に沿った概念化が必要である。特に「強度行動障害児・者」というと、行動障害が個に内在するかのような誤解を与える点、「強度」という言葉の印象が支援者や一般の人に必要以上な警戒感を与える危惧がある点は大きな問題である。

かつて知的障害のある施設入所者の一部の人について、概念化されたこの用語は、「強度」であることを強調することによって、入所施設での特別な支援の必要性を示したと考えられる。しかし「強度」でもそうでなくても行動障害に対するアプローチに根本的な差異はないこと、現在の支援制度に鑑みれば在宅者や発達障害のある人も対象に含むということを考え合わせると、ことさらに「強度」をつける必要はないのではないかと思える。

「強度行動障害」のある人への支援が、「強度」という言葉を取り去ったことで決して支援が手薄になることではないことを共通理解しつつ、支援制度と対象に合わせて変更していく必要があると考える。

(井上雅彦 鳥取大学医学系研究科)

#### (対対)

- Ida,M.,Kato,M., Ota,M.,Okamoto,K.,Fuji,T.,Inoue,M.(2113)The Effects of Staff Training Program for Individual with Severe Behavioral Disorders (2): Analysis of the Factors about Improvement of Behavioral Problems. The 4th Asian Cognitive Behavior Therapy(BT) Conference.
- 2. 井上雅彦・岡田凉・野村和代・上田暁史・安達潤・辻井正次・大塚晃・市川宏伸(2011)知的障害者入所更生施設利用者に おける強度行動障害とその問題行動の特性に関する分析 精神医学53(7),639-645.
- 3. 井上雅彦 岡田涼 野村和代 安達潤 辻井正次 大塚晃 市川宏伸(2012)強度行動障害における自閉症障害との関連 性-日本自閉症協会評定尺度(PARS)短縮版による分析- 精神医学 vol.54 NO.5(641)473-481
- 4. Williams(2010) Reducing and eliminating restraint of people with developmental disabilities and severe behavior disorders :An overview of recent research Research in Developmental Disabilities 31, 1142–1148
- 5. 全日本手をつなぐ育成会(2013)強度行動障害の評価基準等に関する調査について.平成24年度障害者総合福祉推進事業報告書.

## (2) 強度行動障害という言葉を考える

強度行動障害とは、昭和 63・64 年度に飯田雅子を代表とする行動障害児(者)研究会による、「直接的な他害(噛み付き、頭突き等)、間接的な他害(多動、うなり、飛び出し、器物破損等、自傷行為等)が、通常では考えられない程度と頻度と形で出現し、その養育環境では著しく処遇困難な者をいい、行動的に定義される群である。その中には、医学的には、自閉症児者、精神薄弱児者、などが含まれるものの、必ずしも医学による診断から定義される群ではない。主として、本人に対する総合的な療育の必要性を背景として成立した概念である。」とされている。主に行動に着目したことや総合的な療育の必要性は、よく練られた先見の明をもった言葉といえるであろう。

このような研究を経て、国は、平成5年4月1日に「強度行動障害者特別処遇事業実施要綱」を定め、精神薄弱児者のうち強度行動障害を示す者に対する支援を実施しはじめた。本事業の対象者は、精神薄弱児者であって、多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回にしめすため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められる者(「強度行動障害児・者」)であり、実施施設を精神薄弱児施設、自閉症児施設(第1種自閉症児施設を除く。)等とし、個室等の必要な設備や指導員・精神科医・心理療法を担当する職員など専門職員による指導・訓練を行う施設として、都道府県知事が特に指定した施設を規定した。対象者の定員は4名を標準とし、個別プログラムの作成、事業の処遇期間を3年を限度としていた。指定施設での受け入れを前提としていたものの、指導員・精神科医・心理療法を担当する職員などのチームアプローチや個別支援計画の作成など、この仕組みも今なお重要なものになっている。

その後、行動障害のある人への支援は、特別支援加算などという形で継承され、施設内での支援のみならず、平成 18 年の障害者自立支援法の施行においては、行動援護のサービスが規定され、地域生活におけるサービスに発展している。

中園康夫(1990)は、「英国において・・・使われている概念に『チャレンジング行為(challenging behaviors)というのがある。『チャレンジング』を私は、『抗議』と訳したいが『願い』という訳があてはまると私に語った人もいた。つまり障害をもつ人(とくに重度・最重度の障害をもつ人)が示すある特徴的な行動は、これまで『問題』行動と考えられてきた。サービスを行う『私』とは関係のない客観的できごととしての『問題』行動として。しかし、そうした行動は、①障害をもつ人がコミュニケーションが十分できないために、あるいは彼らをとりまく社会的環境が障碍となっているために、自分の要求や気持ちが伝達できないことが基本にあって(かかわる側からみれば、そうした要求や気持ちを理解できないか、理解しようとしないこともあって)、②障害をもつ人が表現する行動に対して、サービスが十分に応えることができない、あるいは適切に行われないときに示されるものであって、③障害をもつ人の、その障害の性質だけから、あるいはまったく個人の条件から示されるものではない、④したがって、『問題』行動とみられてきたものはサービスに対する『抗議』行動と考えねばならない場合も多いのである」としている。

中園の行動障害の捉え方には、障害を環境との相互作用の関係で捉えようとする ICF(国際生活機能分類)の考え方に近いものを感じる。この時代にあって、「強度行動障害」という言葉が、障害当事者や家族にとっては辛い言葉となっていないかが気がかりである。何かとんでもない行動であるというイメージを周囲や社会

に与えてきたのではないだろうか。強度行動障害に代わりうる適切な用語がすぐには頭に浮かばないが、例えば「特別支援行動」や「特別援護行動」などではいかがであろうか。言葉を再考することにより、支援の方法や 仕組みがさらに発展することを願うものである。

(大塚晃 上智大学総合人間科学部)

#### 

- 1. 行動障害児(者)研究会(1988-1999)、「強度行動障害児(者)の行動改善及び処遇のあり方に関する研究」
- 2. 中園康夫(1990);ノーマリゼーションの原理、こころの科学 NO29、日本評論社

## (3) 強度行動障害に関する研究、研修についての課題について

家族の立場と袖ヶ浦福祉センターの強度行動障害支援事業に関わった経験に基づいて、課題について 列挙したい。

#### 1. 強度行動障害という名称

強度行動障害はいろいろな精神的素因に基づいて生じているが、現実として自閉症の人が多いことは確かなようである。近年啓発が進み、自閉症の人の社会生活上の困難さを本人の責任に帰すのではなく、周囲からの支援や環境調整の必要性が認識されるようになってきた。しかし、本人を支援し保護するという理想を掲げても、強度行動障害という名称には周囲の人にとって困った行動とのイメージが強く、その支援とは周囲の人の利益を保護するという意味を包含している。そして、一般的な支援とは違う、一部の特殊な支援として捉えられやすい。

障害者福祉の分野では、行動援護や強度行動障害支援の研修が全国的に行われるようになってきたが、 受講者には特殊な障害者向けの知識としてではなく、日常的にかかわっているすべての人の支援に必要であ ることを理解してもらうことが重要である。

#### 2. おとなしい行動障害

自閉症の人も含めて、人が不本意な環境や境遇に、反復的、持続的にさらされた場合、二次的に陥る状況として、大きく分けて二つのパターンがあるように思う。一つは暴れたり、いわゆる問題行動を起こし、周囲の人を困らせる場合。もう一つは何も言わなくなり、何もしなくなり、時として周囲の人から放置されやすい場合。行政上の強度行動障害の基準は明らかに前者を対象としている。本人への支援が必要という点では後者も非常に重要であり、その支援原則の多くは共通している。研修を通じて、おとなしい自閉症の人にも十分に注意と配慮しなければならないことを認識してもらうことが重要である。

#### 3. 支援者の安定と情報共有

研修を修了した福祉職員が強度行動障害の人の支援を始めると、環境調整、構造化、適切なコミュニケーション方法等により比較的早期に改善する人がいる反面、いろいろな支援の工夫を巡らせても一向に改善しな

い場合がある。一生懸命に努力している支援者ほど、自分の知識や技術の不足に悩むことになりかねない。処遇の場所が閉鎖的で、関係者全員が排他的な状況に陥ると、熱心さゆえの行き詰まりから暴力などの反動的な行動に至る場合や、職を投げ出す場合がある。最近個人情報保護を言い訳にして、情報を隠す風潮が広がっている。本人にとって最良の道を検討し、支援者にとっても安定した支援を続けられるように、家族や外部の支援者を含めた情報の共有と相談は必須である。

#### 4. 学齢期の重要性

行動障害は、成人期に増大した場合でも、幼少期、学齢期、思春期に始まっていることが少なくない。学校という場所は、空間的に安全で広いスペースがあり、教室、体育館、作業室、食堂、グラウンドなど目的別にわかりやすい構造になっている。時間的にもある程度明確なスケジュールが作られており、さらに人的資源も多い。生徒は卒業後により厳しい環境に置かれる場合が多い。教育関係者にとって、その恵まれた状況を生かして、卒業後も楽しく有意義な生活を送れるように準備をすることが最重要な使命である。強度行動障害に関する研修を受けることは、学齢期の自閉症支援の重要性、そしてそれが行われないために行動障害が悪化した場合の責任を自覚することに大きな効果が見込まれる。その意味で、教育行政とともに教員の研修受講を促進するシステムを構築することは、強度行動障害対策として最も有効かつ本質的なストラテジーだと考える。

(大屋滋 千葉県自閉症協会)

#### (4) 強度行動障害研修の目指す方向性について

強度行動障害への支援は、施設内虐待に対する最も有力な防止策であり、その実効性は極めて高い。大切なことは、自閉症スペクトラム障害の特性理解を前提とし、構造化による支援環境づくりと精神科薬物療法の活用といった強度行動障害支援の原理原則が、発達障害児者支援の一般原則の上に載っていることである。 決して特別な支援原理・支援方法がある訳ではなく、力点が置かれにくかった側面にあえて着目し、それを強化していくことに本支援の本質がある。これからの課題となるのは、その原理を各々の支援対象に適用し、具体的な実践に移す「応用力」の養成である。

かつて、強度行動障害の実態と成因が明らかになり、現在では、支援実践の方法論に関しての基本的な知識もほぼ出そろった感がある。今後、本研修で得た知識を実践に応用するための橋渡しとなるのは、「ケーススタディをする力」ではないかと考える。ケーススタディのプロセスを PDCA サイクルになぞらえるなら、先ず、個別支援計画を立案し(Plan)、それを実践し(Do)、モニタリングを行い(Check)、そして事例検討を行う(Act)という進め方になるであろう。本支援は、担当者が個人単独で実践することはなく、あくまでもチーム支援を前提とするならば、最後の事例検討(カンファレンス)は必須のステージとなる。

カンファレンスの一要素として、「スーパービジョン」がある。現場の職制の中でスーパーバイザーが得られるか、あるいは、外部にスーパービジョンを委託するかは、事業所の運営方針によるが、いずれもカンファレンスの質を高める要件として重要視したい存在である。スーパーバイジー、すなわちスーパービジョンを受ける側

に必要な前提作業は、「支援記録」の作成であろう。その支援記録の集成が、ケーススタディとして残っていく。 さらに、そのケーススタディの積み上がりから、新たな支援原理が導きだされることを期待するのである。

一方、適切なスーパーバイザーが得られない場合、あるいは、適時に時間をかけたカンファレンスが持てない場合に、「気づき」を優先させるブレインストーミングの方法として、「インシデントプロセス法」がある。事例提供者はケースの概略を説明し、参加者による質問で情報を補い、その後、問題の所在と具体的な支援方法について各参加者の個人発想を出し合う。相互に議論はせず、結論や方向性を収束させないで終え、事例提供者、並びに参加者の気づきを促進するカンファレンスの一方法である。支援実践の前後で、随時、簡便なブリーフィング(打ち合わせ)として行うことも有用である。

強度行動障害研修は、何より、適正な支援を実践するための基盤であり、チーム支援を行う際の共通言語でもあり、ひいては、担当する者を虐待等不適切支援から守るための鎧(よろい)でもある。強度行動障害に総力を挙げて取り組んだ現場は確実に支援力が高まり、その他の利用者支援における QOL を向上させる視点をもつことができる。本研修が知識の獲得だけに留まらず、各々の現場の実情に合わせた形で活用されること。そして、知識が知恵となって、実践に応用できる好循環を作ることが、最も重要な目的ではないだろうか。

(高橋潔 財団法人鉄道弘済会弘済学園)

## (5) 強度行動障害の支援等に関する提言

#### 1. 人材養成について

行動障害に対応する人材を養成する際には、行動が困難となる障害の特性を知り、その特性に見合った環境を調整し用意できるような対応を、行動障害の方に支援として行えるようにしていく段取りが重要であると考える。行動障害があるために社会との折り合いがつけにくくなってしまう人たちが、やがて地域コミュニティに合流することを目標に支援が必要とされることを基本として、ライフサイクルを見通して、その時々で生じるだろう課題について研修では提供し人材育成に資する必要がある。

行動援護のライフステージ上での活用を考えると、先ずは二次障害を作らないこと、さらには二次障害を早めに軽減するような関わりや寄り添いになる。「防ぐ」「寄り添う」「軽減する」この基本的な考え方は、ライフステージの変化によらず、どの年代であっても、丁寧な関わりが求められる。ライフステージの変化により、暮らしの環境は変わるため、乳幼児期の家族中心の暮らしから、学齢期、成人期と、様々に複雑な社会との関わりを視野に入れる必要があり、変更する支援機関のあり方も見過ごせない。幼児期の不適応行動をなるべく早めに軽減することは重要だが、一方で思春期に第二次性徴などによる影響での変化への適切な対応も重要である。不適切な支援が積み重なると、二次障害への対応も難易度があがってしまう現実もあり、どの年代においても、確実に「防ぐ」「寄り添う」「軽減する」支援が提供されることが重要である認識が人材育成では重要である。

また、人材を養成する仕組みを考える際、支援者同士のネットワーク作りも欠かせない要件であると考える。 初任者、現任者レベルは地域内での交流が図られることで支援力とモチベーションが高まるような交流が求め られる。さらには、研修の講師や企画者レベルでは、国情報や新しい支援情報を更新(アップデート)するなどの付加価値も含め交流が求められる。

### 2. 研究について

初任者研修、現任者研修をこれから進めていく中で、OJT を職場で行えるようにするツールの開発を研究する必要を感じている。

初任者研修として、障害特性から支援の考え方を提供し、研修課程の入り口を作っていくとすると、現任研修では、具体的に支援する際の実践力を高めていく事が目的となる。段階を踏まえた両研修においても必要となるだけで無く、日常の支援の中でも必要となるものとして、アセスメント、支援計画、モニタリング、再アセスメントと支援を具体化していく際にチェックし調整するための仕組みを構築する研究が望まれる。

# 3. 「強度行動障害」という用語について

「強度行動障害」の持つ意味は、行動障害の状態を強弱で表現すれば、強度と言う事だとすると、行動に対して重点的な支援が必要な方と捉え直して、「重点支援行動障害」を提案したい。

(田中正博 全日本手をつなぐ育成会)

# (6) 強度行動障害者支援の課題と今後の研修のあり方について

## 1. 強度行動障害者支援についての支援現場での理解と支援の現状について

厚生労働省による「平成 24 年度障害者虐待対応状況調査」によると、障害者福祉施設従事者等による虐待の被虐待者の22.7%が行動障害のある者であった。

また、「サービス提供事業所における虐待防止指針及び身体拘束対応指針に関する検討」(Pand A-J)の調査結果では、「身体拘束の廃止が困難な理由」として、42%の事業所が「他に有効な方法が見当たらない」との回答を寄せている。

このような現状を見るとき、福祉事業所における行動障害に対する理解と対応が極めて不十分であることの 実態が浮かびあがってくる。

#### 2. 強度行動障害者支援を進める上での重要なポイント

強度行動障害者支援における支援現場の現状を踏また上で、研修を進めるにあたって重要なポイントは 以下であると考える。

#### (1)組織として取り組む

強度行動障害のある利用者支援は法人・福祉事業所が組織として利用者支援についてのビジョンを示し、 人材確保・育成計画に沿って計画的に進めることが求められる。現状は、個々の職員の個人的努力による実 践に頼ることが多く、組織的取り組みの弱さが強度行動障害者支援を進める上で、大きな課題の一つではないかと推測される。研修が組織としての取り組みに繋がるような工夫が必要であると考える。

# (2)エビデンスに基づく支援

強度行動障害者が被虐待者になる事案に共通する点は、職員のエピソードや思い込みによる仮説立てに 基づく不適切な対応である。

適切な対応は、障害特性を理解し、客観的な記録と個別化された評価に基づいた分析と検討による仮説・ 支援計画立案、そして、それに基づく支援である。支援現場におけるエビデンスベースの支援力の向上である ことから、特に「障害特性の理解」「アセスメント」の理解について、基礎研修で十分に学習できることが重要な ポイントであると考える。

### (3)チームとして取り組む

行動障害のある利用者支援においては、対応の統一が重要である。支援に関わる職員が情報を共有して 支援にあたることが求められる。特に支援困難な事例については、一事業所で支援を抱え込まないで、外部ス ーパーバイザーの活用など、他の機関との連携が重要となる。また合理的配慮(環境調整・構造化)による適 切な環境の提供も重要な学習のポイントである。

# 3. 今後に向けて

対人援助専門職の教育・訓練の基本は、スーパービジョンを基本としたOJTであると考えることから、今後、 支援現場におけるスーパービジョンを担うスーパーバイザーの養成研修にまで、この強度行動障害支援者養 成研修が積み上がることに期待をしている。

(松上利男 社会福祉法人北摂杉の子会)